

●植栽計画

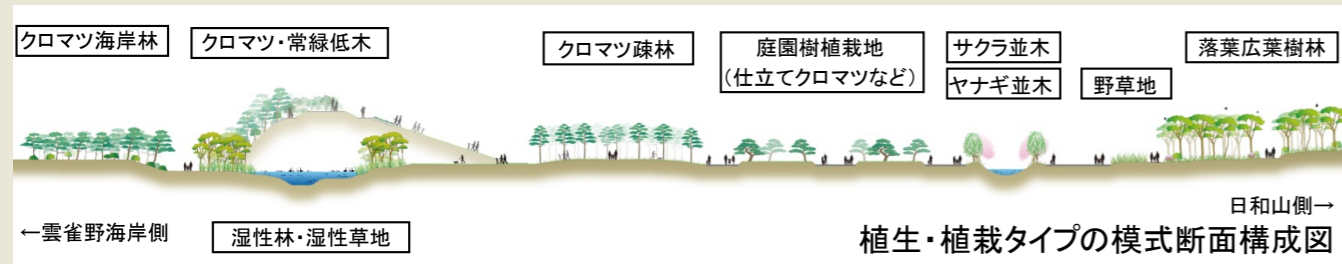
【植栽基本方針】

本公園における植生及び植栽は、「厳しい環境条件」「空間デザインとの一体化」「杜づくりのプロセスと多様な主体の参画と協働」を見据え、成立可能な計画地周辺に現存する自然植生や郷土で歴史的に形成された植栽をモデルとし、さらに被災しながらも芽吹いている樹木なども積極的に活用します。加えて、この公園が犠牲者への追悼と鎮魂の場となることから、このような場にふさわしい花による修景を行います。

【目標とする植生・植栽タイプの設定】

かつての自然条件、現在の自然条件のもとで、丘などの整備により生じる盛り土や掘削による湿地・池沼などの条件を踏まえ、植栽を検討します。

このため、本公園で再生・創出される植生や植栽については、立地条件や自然性あるいは代償性を整理し、目標とする植生・植栽タイプを設定します。



●国・県・市の役割と機能区分

当公園は、共通の基本理念と基本方針に基づいて、国・県・市の役割分担のもとに、公園全体の一体的な整備を目指すものです。

このため、整備区域を大きく二つに区分し、主に追悼と鎮魂や教訓の伝承機能を担う南東側の部分を県営公園として、国・県が連携して整備を行うこととし、北西側の部分を市が、多様なニーズを受けとめる空間として整備します。

【国が担う内容】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂のための式典、教訓の伝承活動、復興への強い意志の発信が可能な公園の中核的空間となる国営追悼・祈念施設（仮称）を整備。

【宮城県が担う内容】

県営公園として一時避難地となる避難築山や駐車場等を整備、公園の海側へ松原を再生。

【石巻市が担う内容】

運動やレクリエーション等市民の多様なニーズを考慮した広場等を整備。

復興祈念公園に関する最新情報

東北地方整備局ホームページ(<http://www.thr.mlit.go.jp/>)の **復興祈念公園** バナーをクリックして下さい。

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係
〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号 電話：022-225-2171（代表）

平成 27 年 8 月作成

石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）

基本計画【概要版】



復興祈念公園計画地（平成 26 年 12 月 6 日撮影）

平成 27 年 8 月

本計画は、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県石巻市南浜地区において、国、宮城県及び石巻市の連携のもとに設置される復興祈念公園について、平成 26 年 3 月に策定した「石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本構想」に基づき、空間デザイン計画、植栽計画をはじめ踏まえるべき基本的事項をまとめたものであり、今後、具体的に進められる整備及び管理運営において基本的な方針となるものです。

なお、本計画は、有識者及び関係行政機関の代表者からなる「宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」による審議を経て策定したものです。

検討経緯

- | | |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 平成 26 年 8 月 1 日 | 第 1 回有識者委員会（基本計画の検討方針・体制、工程計画） |
| 平成 26 年 11 月 29 日 | 元住民意見交換会（大橋） |
| 平成 26 年 11 月 30 日 | 元住民意見交換会（蛇田、開成） |
| 平成 26 年 12 月 25 日 | 第 2 回有識者委員会（基本コンセプト、基本計画の構成） |
| 平成 27 年 3 月 2 日 | 第 3 回有識者委員会（空間デザイン・植栽計画、基本計画[素案]） |
| 平成 27 年 3 月 8 日 | 市民フォーラム |
| 平成 27 年 5 月 20 日～6 月 18 日 | パブリックコメントの実施 |
| 平成 27 年 6 月 7 日 | 市民説明会 |

●基本理念

東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂の思いとともに、

- まちと震災の記憶をつたえ
- 生命（いのち）のいとなみの杜をつくり
- 人の絆（きずな）をつむぐ

●基本方針

1. 犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築します
2. 被災の実情と教訓を後世に伝承します
3. 復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信します
4. 多様な主体の参画・協働の場を構築します
5. 来訪者の安全を確保します

●空間構成

○基本コンセプト

【方針の概要】

南浜町、門脇町及び雲雀野町（以下「南浜地区」という）における集落の成り立ちの歴史や風土を示すかつての『浜』と、震災前に蓄積された半世紀の南浜地区への想いや記憶を示す『街』を土地利用の基本的前提とし、そこから東日本大震災による犠牲者を追悼し、被災の教訓を次世代へと伝承していくことを祈念するための『**祈念公園**』としての機能をそれぞれ尊重することが重要です。

○場所性を踏まえた空間のあり方

【浜の自然との係わりを大切にします】

かつては水田や湿地だった場所で、震災後も地下水位が高く湿地環境が表出している場所に、生物の生息空間や雨水調整機能を持つ湿地を面的に整備します。聖人堀も開渠として再生・活用します。

【街の記憶を震災の教訓として伝承します】

街の暮らしの記憶、そして街が失われたことを震災の教訓として残すため、骨格的な街路を幹線園路として残すとともに、その他の街路はデザインの工夫により明示し、サインの工夫によりかつての町丁目がわかるようにし、公園全体で震災の実情と教訓の伝承ができる場とします。

【追悼と伝承の**祈念公園**をつくります】

多くの市民が集い、東日本大震災の犠牲者の追悼の場、また中心的な教訓の伝承の場とするため、中心部に式典や伝承活動、復興への強い意志の発信が可能な中核的な空間や多様な市民活動の拠点となる空間を整備します。その際、視点場としての日和山とともに、市が保存を検討している旧門脇小学校敷地への視線を確保します。それに加え、公園利用者が安全に避難できるよう、日和山への避難路とともに、一時避難地となる避難築山を整備します。

【基本的な視点】

浜の自然との係わり

- ・かつて湿地と松原であった場所。
- ・津波で街が消失、本来の自然に回帰しつつある。

街の記憶

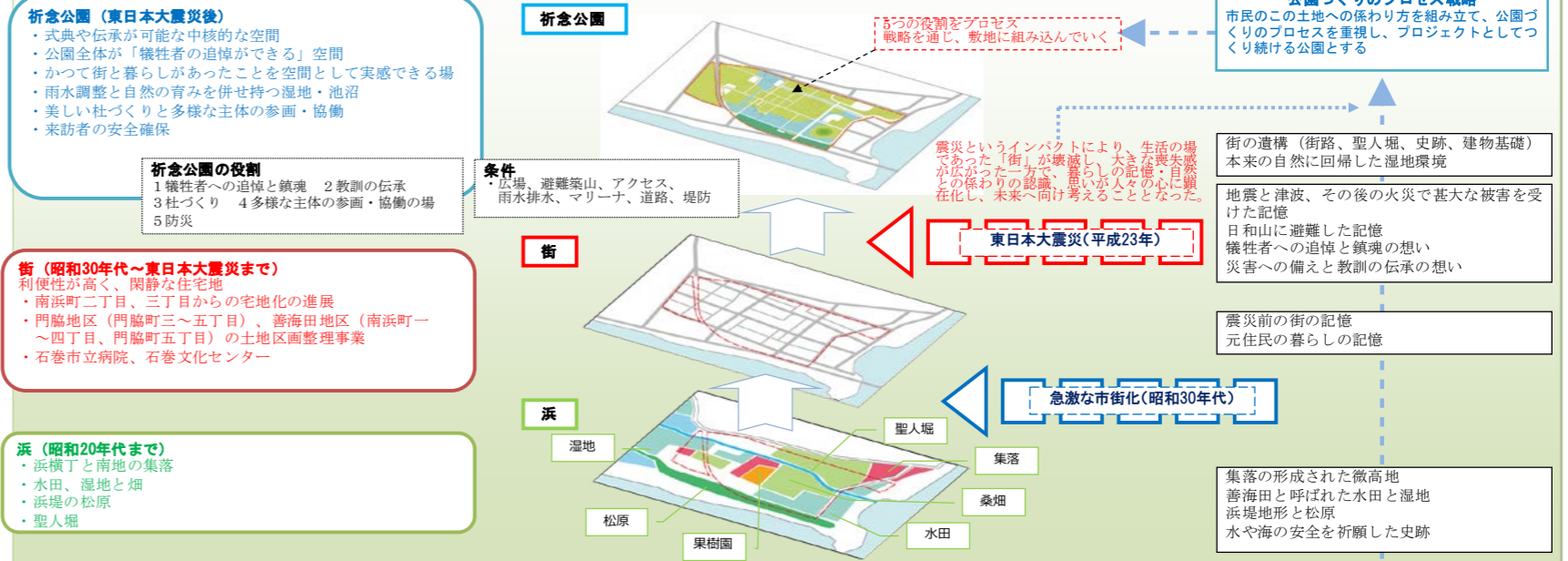
- ・市街地が大津波で消失したが、暮らしの記憶を再生する手がかりが残っている。
- ・人々の心に暮らしの記憶がある。

追悼と伝承の祈念公園

- ・自然への畏敬の念と暮らしの記憶を持ち、追悼と教訓の伝承とともに、復興への意志を伝え続ける。
- ・命の尊さを実感する公園づくりを通じてこの土地に係わり続けていく。

～浜・街・祈念公園の場所性を重ねる～

- ・かつての環境と現状を踏まえ、土地本来の自然を育む。
- ・暮らしの記憶を街路網に刻み、これを感じる。
- ・追悼と鎮魂の思いとともに、まちと震災の記憶をつたえ、生命（いのち）のいとなみの杜をつくり、人の絆（きずな）をつむぐ。



○空間構成図

